

# 一般財団法人アジアフードビジネス協会 会員規程

## (目的)

第1条 この規定は、一般財団法人アジアフードビジネス協会(以下「本協会」という。)に関し、会員の入会及び退会並びに会費などの制度・運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本協会に対する協力・理解を高めることにより、本協会の事業推進に資することを目的とする。

## (会員)

第2条 本協会の会員(以下「会員」という。)は、本協会の趣旨・目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した事業者または団体、個人をもって構成する。

## (入会)

第3条 会員になろうとするものは、

1. 会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を本協会事務局に提出しなければならない。
2. 会員として入会の承認を得たものは、直ちに所定の会費を納入するものとし会員資格は納入後に発生するものとする。
3. 法人会員は会員責任者を定め、本協会事務局に届け出なければならない(連絡担当者が異なる場合は届け出る)。会員が会員責任者を変更する場合は、速やかにその旨及び変更後の会員責任者の氏名等を本協会事務局に届け出なければならない。
4. 法人会員の社員は当協会のサービスを受けることができる。郵便物による連絡は会員責任者(又は連絡担当者)に対して行う。
5. 納入された入会金・年会費は理由の如何に問わず返還しないものとする。
6. 本協会が入会申込書に記載頂いた個人情報、個人情報保護法及び関連法令に基づき適正に管理、保護し、目的以外の利用や第三者への情報提供は行わないが、次の目的で使用することは認めるものとする。
  - (1) 会員の入退会、会費徴収に関わる業務
  - (2) 会員名簿の作成・会員への配付
  - (3) 本協会会報及び、定例セミナー等のご案内の送付
  - (4) その他、本協会の業務を遂行するために必要な行為

## (会費)

第4条 法人会員はその事業規模に応じ、下表の入会金、会費を支払わなければならない。会員の「年間売上高」は、会員の直近の決算期における売上高であり会員の自己申告による。

個人会員は下記の入会金、年会費を支払わなければならない。

	入会金(消費税込)	年会費(消費税込)
個人会員	30,000 円 (32,400 円)	24,000 円 (25,920 円)

法人会員	入会金(消費税込)	年会費(消費税込)
年間売上高 500 億円以上	50,000 円 (54,000 円)	240,000 円(25,9200 円)
年間売上高 100 億円～500 億円未満		144,000 円(155,520 円)
年間売上高 10 億円～100 億円未満		96,000 円(10,3680 円)
年間売上高 1 億円～10 億円未満		60,000 円(64,800 円)
年間売上高 1 億円未満		36,000 円(38,880 円)

#### (納入方法)

- 第5条 1. 会員は、事務局の請求により、指定期日までに指定銀行口座への振込みにより年会費を納入する。  
 なお、振込手数料は会員の負担とする。
2. 年会費の計算期間は入会日から1箇年とする。

#### (退会および除名)

- 第6条 1. 会員が退会するときは、退会する1ヶ月前までに所定の書面にて事務局に届けなければならない。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本協会は会員に対し退会を勧告でき、会員は勧告に応じなければならない。
- (1) 会員が本協会の名誉を毀損したとき
  - (2) 本協会の目的に反する行為を行ったとき
  - (3) 入会金および年会費を、請求日より起算し3カ月以上納入せず、アジアフードビジネス協会か事務局から3回の書面又は電話連絡があっても納入しないとき
  - (4) その他、本協会の活動に悪影響を及ぼす行為を行ったと認められるとき
3. 理由の如何に拘わらず、一旦納めた会費の返還を請求出来ないものとする。

#### (反社会的勢力等の排除)

- 第7条 会社及び関係会社の役員(当該役員の配偶者及び二親等内の親族を含む。以下「役員等」という)又は主な株主(取引所に上場していない会社の場合は全株主)及び取引先等が以下に該当している場合、又は、該当するに至った場合は入会は認めない。また、既に会員であったときは、会員の資格は直ちに取り消される。
- (1) 反社会的勢力、又はこれに準ずる者(以下、「反社会的勢力等」と言う)であること。
  - (2) 資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与していること。
  - (3) 意図して反社会的勢力等と交流を持っていること。

#### (補則)

- 第8条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規約は2012年6月16日から適用される。

2013年9月11日理事会決議により 改訂

2014年4月9日理事会決議により 改訂

2015年3月11日理事会決議により 改訂